

(案)

令和2年11月 日

寒川町長 木村俊雄様

寒川町環境審議会  
会長 片谷 教孝

第3次寒川町環境基本計画の策定について（答申）

令和2年10月12日付け寒環第53号にて諮問のありました、第3次寒川町環境基本計画の策定については、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり意見を付して答申します。

意 見

第3次寒川町環境基本計画については、上位計画の寒川町総合計画2040の将来像である「つながる力で 新化するまち」における、「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」の基本目標に整合するものであり、また、国際的な取り組みであるSDGs（持続可能な開発目標）の理念に照らして、「持続可能な社会の形成」に資する「計画が対象とする5つの環境の範囲」として、「健康で安全な暮らし」が確保される社会を基盤に置きつつ、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」、「快適なまち（都市環境）」を実現し、これらを踏まえたうえで町が目指す望ましい環境像である「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」を実現していくために、令和3年度から令和14年度までの12年間を展望し、計画を策定されることは時宜にかなうものと判断します。

本計画においては、その計画期間を4年ごとに前期、中期、後期に区切り、それぞれの期間において達成すべき基本目標や環境指標、施策の方向性、及び町以外の実施主体である町民、事業者、滞在者の具体的な取り組み、また、令和6年度までの前期期間における重点プロジェクトなどを明確にされましたので、本審議会において慎重に審議した結果、その計画の施策や取り組み内容などは妥当なものであると判断いたしました。

なお、審議の過程で次の意見が示されましたので、実施にあたっては十分留意のうえ、計画を推進していただくよう要望します。

- 1 町が目指す望ましい環境像である「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」の実現にあたっては、町の取り組みだけで実現できるものではないことから、各実施主体との連携・協働による取り組みを積極的に推進されたい。
- 2 計画の趣旨や内容を町民や事業者に広く周知し、町の取り組みの認知度の向上を図ることに努められたい。
- 3 計画の推進及び進行管理については、計画に基づき着実に進めることはもちろんのこと、計画の推進に向けた予算措置や制度の整備等にも配慮されたい。